

P o l a r i s

長町南小学校 第6学年通信

NO. 18

2020.5.25(月)

《子どもたちへ 「一週間ぶりの再会」》

短時間でしたが、再び、皆さんの元気な姿を見ることができてうれしく思いました。一歩ずつ、学校再開に近づいているのだなと思えました。

いよいよ、来週は始業式。皆さんとの本格的な生活のスタートです。

〈6月1日の始業式について〉

- 登校時刻…8時から8時25分まで。 ※下校時刻は11時30分（3時間授業です。）
- 持ってくる物
 - ランドセル □マスク □水筒（必要な人） □筆記用具 □感染症対応健康観察票
 - 宿題…◇生活記録カード◇理科ノート（理科プリントの「予想」について書き、ノートに貼る。）
 - 自主学习ノート・日記帳・俳句ノート・漢字スキル・計算スキル（取り組んだ人）
 - 保健調査票 □心とからだの健康調査票 □雑巾2枚（1枚は個別に使うので名前を記入）
 - 児童調査票 □緊急連絡カード □健康手帳 [太字の物はまだ提出していない人]

〈みんなの日記より〉

ジョギング

休校で体がなまけていたので、富沢まで走りました。走っている途中で公園を見ると、前まで咲いていなかったツツジが咲いていました。すごく満開できれいでした。

今日は5キロメートル走りました。自然も見れたし、体力もつくので良かったです。

また、走りたいと思います。

人間界がコロナウィルス騒動で右往左往している中で、ツツジは何事にも動じず、静かに同じ営みを続けています。日記を読んで、コロナに合わせて柔軟に対応すべきことと、コロナの中でも変えてはいけないことを見極める賢い頭脳と、冷静な判断力を持ちたいと思えました。

「学校発」【憲法を暮らしに…の巻】

オリンピック・プロ野球・Jリーグと、軒並みスポーツのイベントが延期になっています。

中でも、かつて、自分も陸上競技と共に青春の日々を過ごした身とすれば、中総体・高総体や甲子園大会の中止は、当事者でなくても心が痛みます。安全に配慮した結果なのでしょうが、子どもたちの思いをどれだけ聞こうとし、理解しようとしたのかが気になります。この中だからこそ、開催する道を徹底的に探り、子どもたちの活躍の場を提供するのが大人の役目ではなかったのかと…。日本国憲法の大きな柱は「国民主権」です。スポーツや各種大会・イベントで「主権」を持つ存在は、アスリートや参加者たちです。それは、私たちの長町南小学校を含む日本の全ての学校において、行事やルールなどを決めるときに、当てはめねばならないことでもあります。「国民主権」を柱とする憲法を持つ、この国の実質が問われる今です。

6年生 家庭での学習の進め方について その⑱ 社会編その③

日本国憲法が、なぜ、作られたのか。

日本は、どのような国を目指すのか。

このことについて、日本国憲法の「前文」という部分に高らかに宣言されています。

教科書でも取り上げている、この前文に書かれていることを理解することが、日本国憲法を深く理解し、未来に生かすことにつながります。(教科書10P)

小学校6年生には、かなり難しい部分もありますが、一読する価値はあります。辞書を引いて、何と読むのか、どんなことが書かれているのか、世界中の人から賞賛された日本国憲法の前文を読んで、理解することに挑戦してみてください。

社会のノートに1行か2行おきに視写し、間に読みや意味を記入してみるのもいいですね。(学校が再開したら、授業で教えますので、やれる範囲で取り組んでください。)

※準備物…社会のノート、国語事典、漢字辞典

◎「日本国憲法前文」(1946年11月3日公布 1947年5月3日施行)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。(一部、現代の仮名遣いに変えてあります。)

日本国憲法の第99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあります。学校の先生も公務員ですので、この日本国憲法を尊重し、守っていく義務があります。先生になる前に「日本国憲法と教育基本法を守ります。」と誓う式を行っているのもそのためです。皆さんも、この日本国憲法前文と格闘してみてください。きっと、人生の大切な道しるべになるに違いありません。